

教 育 長
各部（局・室）長 様
会 計 管 理 者

企画財政部長 遠山 泰久

平成28年度予算編成方針について（通知）

平成28年度の予算については、下記により編成することとしたので、新座市予算規則第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

平成28年度は、市長通知「平成28年度予算編成に当たって」に示されたとおり、依然として厳しい財政環境が続く中、新庁舎の建設、大和田二・三丁目地区の区画整理、志木駅南口周辺整備などの重点的に取り組むべき事業に本格的に着手することから、前年度に続き、極めて厳しい予算編成作業となることが予想されます。

各部（局・室）においては、市民生活にも配慮した上で、市民の安全・安心を第一に、全職員が現下の厳しい財政状況を改めて深く認識し、次の事項を厳守して、所管の予算編成作業を行ってください。

1 総括的事項

(1) 事業別予算編成

平成28年度予算についても、事業別による予算編成を実施する。財務会計システムの機能を活用し、正確かつ効率的に作業を進めるとともに、特に事業別予算説明書の「事業概要」の作成に当たっては、市民及び市議会議員に対する説明責任の観点に立った配慮に心掛け、必要な説明を分かりやすく簡潔に記載するよう努めること。

(2) 予算編成作業スケジュール

今後のスケジュールはおおむね次表のとおりであるので、作業に支障が生じないようあらかじめ配慮すること。

なお、厳しい予算編成となることが見込まれる中、短期間での方針決定等を行う必要があることから、予算要求の締切りについては厳守とし、原則として追加要望は認めないこととするので、留意願います。

作業区分	実施予定時期
予算編成方針通達	10月1日
予算要求締切り	10月21日
企画財政部長査定	11月5日から20日まで
市長査定	12月中旬及び 平成28年1月上旬
予算案確定及び参考資料作成	平成28年1月末

(3) サービス水準等の適正化に関する事業について

現在、行財政改革推進本部等において審議が進められているサービス水準等の適正化に向けた対応については、現時点で結論が出ていないことから、現状の制度の中で、必要な要求額を見積り要求すること。

なお、結論が確定した時点で要求額の修正を行うこととするので、行財政改革推進本部等における審議経過に注視し、すぐに対応できるように準備を進めておくこと。

2 歳入

歳入の見積りに当たっては、過去の実績、平成27年度の決算見込み、国県の予算編成及び社会経済の動向等あらゆる資料・情報に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小見積りとならないよう十分留意すること。

(1) 市税

市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の十分な捕捉に努めるとともに、特に徴収率については、滞納処分の徹底強化、コンビニ納付及び口座振替の推進等により、その向上に最大限努力すること。

(2) 国県支出金

法令の改正を始め、国県の動向を注視するとともに、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整の上、的確に見積もること。

(3) 財産収入

公有財産については、財産の状況を的確に把握し、未利用地など処分可能

な土地については積極的な売却又は貸付けを行い、増収に努めること。

(4) 市債

市債は貴重な財源ではあるが、特例債の発行等による市債残高の累増に伴う公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状を踏まえ、建設事業債の発行に当たっては、その必要性を十分に検討し、後年度の財政措置があるものを積極的に活用するなど、将来世代へ過度の負担を残さないよう慎重な対応に努めること。

(5) その他

広告掲載による収入等新たな財源の確保に努めること。また、税外債権については、引き続き、未納額の解消に向けて関係部署の連携を図り、取組方法を工夫して徴収強化に努めること。

3 歳出

(1) 経常的事業

平成28年度もゼロベースで予算を見直すため、シーリング方式を行わず、予算の要求枠は設けないこととしたので、以下の事項を厳守の上、予算要求をすること。

ア 予算要求枠を設けないこととした趣旨を踏まえ、事業の選択に当たっては、真に必要で効果的かつ効率的なもの及び業務執行上必要不可欠なものを優先することとして、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこと。

イ 光熱水費等、年間を通して支出が見込まれる経費については、経費の節減を第一に考えつつ、供給会社の動向や過去の決算額等を勘案し、所要額を見込むこと。

ウ 予算枠を設けないことにより要求額が増加しないよう、前例にとらわれることなく、これまで以上に既存経費の削減、圧縮などスクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うこと。

エ 人件費については、一般財源が大部分を占めることから、重点項目に掲げる事業の財源圧迫等の要因となるため、事務内容や体制の検証により効率的な職務の遂行を徹底することとし、特に超過勤務時間については、その減少に努め、超過勤務手当の節減を図ること。

オ 新規の補助制度を創設するときは、その必要性及び効果に加え、後年度の財政負担についても十分に検証するとともに、既存の補助制度の統合や廃止についてもしっかりと検討すること。

カ 国県補助金などの特定財源を伴って実施してきた事業について、特定財源の廃止や縮小が行われる場合においては、当該事業の廃止や縮小につい

て十分検討すること。

キ 新規に予算要求をするとき及び前年度の当初予算額より多額の予算要求をするときは、必ずその理由を詳細に示すこと。

(2) 投資的事業

ア 原則として第4次基本構想総合振興計画後期基本計画に掲げられる予定の事業に限って見込むこと。

イ ア以外の事業については、老朽化した公共施設の改修・改築を優先すること。

ウ ア及びイ以外の事業については、市長の議会答弁等を踏まえ、緊急性、必要性及び優先度を的確に判断し、厳選すること。

エ 各部（局・室）ごとに優先順位を付けて予算要求すること。